

市有財産売却に係る一般競争入札公告

令和7年9月24日

大仙市長 老松博行

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

1. 入札物件

物件番号	物件名		最低売却価格 (税抜)	型式	車検	年式	走行距離	稼働時間
	メーカー	車両名等						
R7-機01	ニッセキ	ロータリ除雪車	700,000円	R03A	R7.10.24	H5	53,022km	9,865時間
R7-機02	ニッセキ	ロータリ除雪車	750,000円	HTR201	R7.10.27	H4	55,002km	9,393時間
R7-機03	ニイガタ鐵工所	ロータリ除雪車	150,000円	NR453	R8.1.9	S62	48,737km	8,103時間
R7-機04	小松メック	ショバル・ローダ	750,000円	W009改	R8.10.14	H6	33,662km	—
R7-機05	日野	デュトロ	300,000円	KK-XZU342M	車検切れ (R7.8.23)	H13	125,865km	—
R7-機06	いすゞ	エルフ	300,000円	KC-NKR66EAV	車検切れ (R7.1.21)	H11	93,501km	—
R7-機07	いすゞ	エルフ	200,000円	KR-NKS81EAV	車検切れ (R7.8.22)	H16	69,864km	—
R7-機08	日産ディーゼル	スペースランナー	250,000円	KK-RM252EAV	車検切れ (R3.3.6)	H12	230,240km	—

※走行距離及び稼働時間は、令和7年9月24日時点

- 物件は現状での引渡とする。
- 下記の入札物件公開期間内に、入札物件を確認していなくても入札への参加は可とするが、入札物件に関して全ての事項を了承したものとみなす。
※入札物件について、物件見学の際に正常に稼働していても、バッテリーやエンジンの状態によっては、引渡しの際に正常に稼働しない場合がありますのでご了承ください。

2. 入札物件公開の日時及び場所

- 日時 令和7年9月24日（水）～令和7年10月3日（金）各日午前9時～午後4時
※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

- 場所
R7-機01 大仙市大曲西根字上野150-2 大曲除雪ステーション
R7-機02,03 大仙市刈和野字川原田 地内 沼田跨線橋 橋梁下
R7-機04,05 大仙市大曲花園町1-1 大曲除雪ステーション
R7-機06 大仙市内小友字山根89-33 大仙市学校給食総合センター
R7-機07 大仙市協和境字野田4 大仙市役所協和庁舎
R7-機08 大仙市刈和野字山北ノ沢5-4 西仙北ぬくもり温泉ユメリア

※公開場所は都合により変更になる場合があります。問合せ先への事前連絡の際にご確認ください。

(3) 問合せ先	R7-機 01	道路河川課	電話：0187-66-4905
	R7-機 02, 03	西仙北・協和建設水道事務所	電話：018-892-3708
	R7-機 04, 05	財産活用課	電話：0187-63-1111
	R7-機 06, 07	学校給食総合センター	電話：0187-86-4171
	R7-機 08	西仙北支所市民サービス課	電話：0187-75-1111

※物件を見学する場合は、見学する2日前までに上記問合せ先へご連絡ください。
事前連絡が無い場合には、対応できかねますのでご了承願います。

3. 入札参加資格要件

- (1) 秋田県内に事業所等を有する法人、又は秋田県内に住民基本台帳登録か外国人登録されている個人であること。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。
 - ① 未成年者
 - ② 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 大仙市税、公共料金等の滞納がある者
 - ⑤ 大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けている者
 - ⑥ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑦ 役員又は経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる事業者
 - ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者

4. 入札参加書類の提出

- (1) 提出期間：令和7年9月24日（水）～令和7年10月8日（水） 必着
※ただし、最終日（10月8日（水））は、正午までに到着したものに限り有効とする。
- (2) 提出先：〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所 総務部 財産活用課
- (3) 提出方法：
 - ① (4) 提出書類一式を、一般書留又は簡易書留で郵送すること。
 - ② 「ア 入札参加申込書（様式1）」及び「イ 入札書（様式2）」は、物件ごとに内封筒に入れ、内封筒の表面に物件番号及び物件名を記載したうえで、封印すること。
 - ③ ウ～カの書類は、複数物件の入札に参加する場合でも、1部だけの提出でよい。
※提出日前3ヵ月以内に発行された原本を提出してください。

(4) 提出書類

法人の場合	個人の場合
ア 入札参加申込書(様式1)	ア 入札参加申込書(様式1)
イ 入札書(様式2)	イ 入札書(様式2)
ウ 法人登記事項全部証明書	ウ 住民票抄本
エ 市税納税証明書(完納を証明するもの)	エ 市町村長の発行する身分証明書
※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書	オ 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書
	カ 市税納税証明書(完納を証明するもの)
	※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書

(5) 留意事項

- ①各種様式は、公開期間内に大仙市役所のホームページからのダウンロードすること。
 - ・大仙市ホームページ：<https://www.city.daisen.lg.jp/>
 - ・公開期間：令和7年9月24日(水)～令和7年10月8日(水)※市役所窓口での配布は行いません。
- ②入札金額は、算用数字で黒色のペン又はボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけること。
- ③提出書類の書き換えや引き換え、及び撤回は認めない。書き損じた場合は、訂正せずに新たな用紙に書き直すこと。
- ④印鑑は、全ての提出書類に同じものを使用すること。なお、法人の場合は、代表者印を押印すること。
- ⑤入札参加者は、入札参加書類の提出をもって本公告の内容を承諾したものとみなす。
- ⑥郵送以外の方法による提出は受付しない。
- ⑦(4)提出書類のほか、必要に応じて書類の追加提出を求めることがある。
- ⑧提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。また、今回の入札以外には使用しない。
- ⑨書類の作成及び提出に要した経費は、全て入札者の負担とする。

5. 入札保証金 免除

6. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがある。

7. 質疑の受付及び回答

(1) 本公募に係る質疑については、以下のとおり受け付け、回答する。

- ①受付期間：令和7年9月24日(水)～令和7年10月3日(金)
- ②提出先：大仙市 総務部 財産活用課
(電子メール) zaikatsu@city.daisen.lg.jp

(2) 提出方法

質疑書(様式3)は、電子メールで提出すること。電子メールで送信する際のタイトルは「市有財産売却に関する質疑」と明記すること。

また、送信後、電話にて受領の確認を行うこと。なお、電話による質疑の受付は原則行わない。

(3) 回答

回答は、大仙市のホームページにて行う。その際、質問者名は公表しない。なお、回答については一般競争入札公告の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなる。

8. 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上で、最高額で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が複数名いる場合は、くじによって決定する。この場合は、対象者にくじの実施日等を通知する。なお、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 入札参加者が1人しかいない場合でも、入札は有効なものとして成立する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札に際し他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 同一入札者が行った同一物件に対する2以上の入札
- (7) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

10. 市有財産売買契約に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに、市と市有財産売買契約を締結する。
- (2) 売買代金は、落札額（入札書に記載された金額）に、消費税及び地方消費税相当額 10%とリサイクル料を加算した額とする。
- (3) 契約締結後、市の発行する納入通知書により、市が指定する期日までに売買代金の全額を納入すること。

11. 売買物件の引渡に関する事項

- (1) 売買物件の引渡は、売買代金の納入を確認し、落札者が名義変更手続き完了後の車検証の写し（※）を市へ提出した後に行う。なお、落札者は自らで売買物件の名義変更手続きを行うこと。
※車検切れの物件については、登録識別情報等通知書等の写しと読み替えます。
- (2) 売買物件は現状での引渡しとし、引渡後の売買物件の不調や故障等について、市は一切の補償を行わない。
- (3) 落札者は、売買物件の引渡後速やかに、売買物件の大仙市等の表記やマーク等を消去し、消去前及び消去後の写真を市に提出すること。

12. 入札結果の公表

売買契約締結後に、物件番号、落札額、落札者名及び住所又は所在地を、大仙市ホームページにて公表する。なお、落札者名について、落札者が個人の場合は氏名を公表せず「個人」である旨を、落札者が法人の場合は「法人名」を公表することとする。

13. 本公告に関するお問い合わせ先

- (1) 住 所 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
- (2) 所 属 大仙市 総務部 財産活用課
- (3) 電話番号 0187-63-1111（内線283） （FAX）0187-63-1119
- (4) 電子メール zaikatsu@city.daisen.lg.jp